生活介護事業 乙訓若竹苑 重要事項説明書

令和5年4月1日版

本重要事項説明書は、乙訓若竹苑が行う、生活介護事業の利用を希望される方に 対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)の規定に基づき、事業の概要や提供するサービスの内容、利用上ご 注意いただきたいことを説明するものです。

1 設置・運営主体

- (1)名 称 乙訓福祉施設事務組合
- (2)所 在 地 〒617-0813 京都府長岡京市井ノ内西ノ口17番地の8
- (3) 電 話 番 号 075-954-6507 (FAX 075-958-1639)
- (4) 代表者氏名 管理者 安田 守(向日市長)
- (5) 設立年月日 昭和49年10月23日

2 乙訓若竹苑の概要

- (1) 所 在 地 京都府長岡京市井ノ内西ノ口17番地の8
- (2)電話番号 075-954-6501 (FAX 075-954-6588)
- (3) メールアドレス otsufukuwakatakeen@lake.ocn.ne.jp
- (4) HPアドレス http://www.otsufuku.com
- (5)管理責任者 施設長 上田 佳子
- (7) 事業の種類

生活介護事業(多機能型:事業所番号 2613000252)

(8) 事業の目的

るというながない。 ることをはいれば、利用者に日常生活に必要な介護や生産活動・創作の機会を提供するとともに身体機能および日常生活の維持・向上のための支援を行います。

3 運営方針

- (1) 乙訓若竹苑は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- (2) 乙訓若竹苑は、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町、指定障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス、または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (3) 乙訓若竹苑は、関係法令等を遵守し事業を実施します。

4 事業日および事業実施時間

事 業 日 月曜日から金曜日(国民の祝日、12月29日~1月3日までを ので 除きます)

事業実施時間 午前9時30分から午後3時40分までとします。

5 休苑日

- 8月11日~16日のうち1日
- ・12月29日から1月3日まで
- *必要があり、かつやむを養ない理由があるときは休苑もしくは支援時間を変更 することがあります。

6 利用定員

6人

7 利用期間および利用回数

障害福祉サービス受給者証に記載された、支給決定の期間、支給量等に基づき、サービスを提供します。なお、提供するサービスに重要な変更がない場合、重要事項説明書による説明を省略し利用を継続するものとします。

8 通所方法

自力通所が困難な利用者に対して、車両による送迎を行います。

9 職員体制

次の職員を配置しています。

施設長1名(兼務)

・事務職員 1名(兼務)

・サービス管理責任者 1名 (兼務)

・国の職員配置基準 (1.7:1) 以上の生活支援員を配置

· 医師 1名(非常勤)

10 支援内容

- (1) 基本事業
 - ア) 日常生活に必要な介護
 - イ) 生産活動の機会の提供
 - ウ) 創作活動の機会の提供
 - エ) 身体機能および日常生活の維持・向上のための支援
 - 才) 生活相談
 - 力)健康管理
 - キ)一定期間以上利用しない者に対する訪問支援
- (2) 食事の提供
- (3) 食事・排泄に伴う介助
- (4) 送迎
- (5) T. f の 支給

事業収入から必要経費を引いた金額を工賃支給要綱に従って口座振込で支払います。

- (6) 健康管理
 - ア)健康診断(嘱託医/年2回)
 - イ)保健衛生講話(嘱託医/年2回)
 - ウ) 胸部 X 線検査 (嘱託医/年1回)
 - 工) 歯科検診 (派遣歯科医師/年1回)
 - オ) 口腔ケア (歯科衛生士/不定期)

(7) 余暇活動

- ア) 余暇活動を計画的に実施します。
- イ)余暇活動にかかる交通費・飲食費・施設入場料等必要な費用は自己負担 となります。

11 費用およびその額

- ・乙訓若竹苑が提供したサービスに対し、利用料(以下「利用者負担額」という)をお支払いください。利用者負担額は、利用者本人の所得に応じて市町が定める負担上限月額の範囲内となります。利用者負担額を除く費用は、市町からサービスに係る費用(以下「サービス費用」という)として給付されます。
- ・乙訓若竹苑がサービス費用を市町に請求(法定代理受領)しますが、乙訓若竹苑が、市町から法定代理受領する金額については、市町からサービス費用を受領した後お渡しする「介護給付費・訓練等給付費代理受領通知書」をご覧ください。
- ・食費は、1食につき 610円となります。食事提供体制加算対象者は1食280円になります。給食を注文していて、当日10:00までにキャンセルのご連絡がなかった場合は610円となることがあります。
- ・その他、乙訓若竹苑における活動において、利用者等が負担することが適当 と認められるものについては、実費をいただきます。

12 利用者負担額のお支払い方法

- ・利用者負担額は1か月毎に計算し請求します。原則として、ゆうちょ銀行口 座からの自動引き落としてお願いしています。
- ・利用開始時に「自動払込利用申込書」を提出していただきます。引き落とし 日は毎月25日です。引き落としできなかった場合は、月の末日の引き落とし となります。25日、末日が土日祝日の場合は次の平日の引き落としとなりま

13 給食サービスについて

- ・利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
- ・落ち着いた食事が摂れるように配慮します。
- ・食事時間は正午から午後1時です。
- ・給食委員会を定期的に開催します。

14 サービス提供時における乙訓若竹苑の義務

- ・サービス管理責任者は、利用者に対するアセスメント、値別支援計画の作成、 定期的なモニタリングを実施します。
- ・中毒その他の疾病、傷害等の事故が発生した場合、速やかにご家族への連絡を行うとともに、京都済生会病院等への緊急搬送措置等を講じます。
- ・非常災害に対する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるために 法定の防災訓練、その他必要な訓練を行います。

15 利用者の情報管理

職員は、業務上知り得た利用者の個人情報については、正当な理由無く第三者に伝達しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続し遵守します。なお、他の関連諸機関に利用者の情報を提供する際は、あらかじめ利用者(またはご家族)に同意を得るものとします。

16 傷害見舞金制度について(利用者本人の怪我等の場合)

活動中の思いがけない事故に備えて、お見舞い金として福祉施設対象の任意保険「まごころワイド(利用者傷害見舞金補償制度)」に加入しています。 作品を240円をご負担いただきます。ただし、これは事故(乙訓若竹苑内でのご自分で転倒などにより怪我をされた場合等)にかかる医療費等を補償するものではありませんので、その点にご留意のうえ、各自で医療保険等に加入することを検討してください。

17 損害賠償について

利用者は、故意または過失により他の利用者、乙訓若竹苑の職員および

来訪者、乙訓若竹苑の設備・器具に対して人的・物的損害を生じさせた場合に、生じた損害について賠償する責任を負っていただくことがあります。

18 **賠償責任保険について**(利用者が他者に怪我を負わせたり、物を壊してしまった場合)

乙訓若竹苑は施設賠償責任保険に加入しておりますが、これは利用者が敬意または過失により、施設の備品や第三者の財物に損害を与えた場合に補償されるものではありません。このような場合に備えて、各自で個人賠償責任保険にご加入下さい。

なお保険についてご不明な点がありましたら職員にご相談下さい。

19 利用にあたっての留意事項

- ・無断外出、飲酒、火遊び等危険行為、暴力行為、物隠し等嫌がらせ行為は禁止します。
- ・交際は互いの人格を尊重し、マナーを守って下さい。
- ・お金や貴重品は、各自の責任で管理して下さい。原則として苑ではお預か りいたしません。
- ・利用者同士の金銭および物品の貸し借り等は禁止いたします。
- ・故意または過失により器物を壊した場合は、同等品の返却もしくは相当額を請求することがあります。

20 乙訓若竹苑からの契約解除

- (1)以下につき、職員会議等を経た適切な制止や注意等の支援を重ねても従ってもらえない場合、やむを得ず契約解除することがあります。
 - ア)他の利用者または職員以外の者に対し、他害行為を行った場合。
 - イ)職員に対して複数回にわたる他害行為を行い、当該他害行為が常態化 した場合。
 - ウ)他の利用者または乙訓若竹苑の設備・器具等に対し破損行為を行い、かつ当該破損行為が常態化した場合。
 - エ) 窃盗等の触法行為を行い、かつ当該触法行為が常態化した場合。

- オ)無断外出行為を行い、かつ当該無断外出行為が常態化した場合。
- カ)人に危害を加えたり設備・器真等を損傷するおそれのある危険物(カミソリ・はさみ・ライター等)を持ち込み、それらを用いて他の利用者・職員または職員以外の者もしくは乙訓若竹苑の設備・器真等に対して損害を生じさせた場合。
- キ)上記の「19 利用にあたっての留意事項」において、著しく集団生 活の秩序を乱す行為があった場合。
- (2)以下のような状況になった場合、やむを得ず契約を解除することがあります。
 - ア)理由なく欠席が長期にわたり、乙訓若竹苑を利用する意思がないものと 鬼なされる場合。
 - イ) 心身の変化によりサービス内容に適合しなくなった場合には、計画相談 事業所と相談・連携し、利用者にとってより良い生活を考えます。

2 1 **虐待防止**のための措置

本事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止に関する責任者の選定及び設置、従業者に対する虐待防止研修の実施、虐待防止委員会の設置、身体拘束等の適正化のための指針の整備、苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用促進などの措置を講じています。

22 苦情解決体制について

【本事業所の苦情窓口】

- ・苦情解決責任者 上田 佳子(施設長)
- · 苦情受付担当者 財前 美穂 (施設長補佐)
- ・苦情受付時間 毎週月曜日から金曜日の午前9時~午後5時
- 電話番号 075-954-6501
- F A X 番号 075-954-6588
- ・メールアドレス otsufukuwakatakeen@lake.ocn.ne.jp
 ※ご意見箱を事業所の入り口に設置しています。

【第三者委員】

- ・職 氏 名 弁護士 舟木 浩
- ・電 話 番 号 075-241-2244 (つくし法律事務所)

*本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または京都府

**本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関または京都府

**社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

【京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会】

· デ を 地 〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 意ようとをそうごうしゃかいるくしかいかん 京都府総合社会福祉会館(ハートピア京都)5階

- · 電 話 番 号 075-252-2152
- F A X 番 号 075-212-2450
- ・受付時間 午前8時45分から午後5時まで

【向日市障がい者支援課】

- ・ 所 在 地 〒617-8772 向日市寺戸町小価5番地の1 ・ 前日市役所 東向日別館
- 電 話 番 号 075-931-1111 (代)

【長岡京市障がい福祉課】

- 所 在 地 〒617-8501 長岡京市開田一丁目1番1号
- ·電話番号 075-951-2121 (代)

まおやまざきちょう か く し か 【大山崎町福祉課】

- ・ 所 在 地 〒618-8501 乙訓郡大山崎町円明寺夏目3
- ・電 話 番 号 075-956-2101 (代)

る。 乙訓若竹苑は、生活介護事業のサービスの提供の開始に際し、「重要事項説明書」 に基づき、重要事項の説明を行いました。

> 乙訓若竹苑 生活介護係 氏 名

私は、上記の者から重要事項の説明を受け、乙訓若竹苑での生活介護事業のサービス利用に同意します。

氏 名